

解体等工事に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策の手引

～ 大気汚染防止法の留意事項 ～

令和３年(2021年)３月
佐賀県 県民環境部 環境課

本手引は、建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を行う場合の大気汚染防止法による石綿飛散防止に関する規制の概要と主な留意事項を示したものです。

大気汚染防止法に関する規制の詳しい内容は の２に示す「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和３年３月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 ・ 環境省水・大気環境局大気環境課）」を、大気汚染防止法以外の関係法令は の１・２などを参照し、大気汚染防止法その他関係法令の全ての規制を遵守しなければなりません。

なお、本手引は、令和３年４月１日以降に適用される規制の内容を含んでいますが、令和４年４月１日以降に適用される一部の規制の具体的内容（ の３等）が国において検討中であるため、今後、一部の記載を変更し、又は追加する予定です。

目次

はじめに

1	石綿に関する基礎知識	3
2	大気汚染防止法の規制の概要	5
3	用語の定義	6

各規定の概要

1	事前調査の実施	8
2	事前調査の結果等の発注者への説明・記録・保存	14
3	事前調査結果の県への報告【令和4年4月1日～】	17
4	下請負人への説明・指導	20
5	特定粉じん排出等作業の実施の県への届出	21
6	事前調査結果の記録の現場への据え置き及び掲示	24
7	特定粉じん排出等作業の作業基準及び特定建築材料の除去等の方法の遵守	29
8	特定粉じん排出等作業の結果の発注者への報告・記録・保存	37

	行政処分等及び罰則	40
--	-----------	----

その他

1	関連法令	41
2	参考資料	42
3	問合せ先及び届出書等の提出先	42
4	規制基準 簡易チェックリスト	43
5	事前調査結果報告書の様式 【令和4年4月1日～】	44
6	特定粉じん排出等作業実施届出書の記入例	46

本手引では、以下の略称を用いています。また、法令の条項号番号は、改正法令が全部施行となる令和5年10月1日時点のものを記載しています。

法	: 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
令	: 大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）
規則	: 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）
厚労省・環境省統合マニュアル	: 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 ・ 環境省水・大気環境局大気環境課）」
石綿則	: 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）

はじめに

1 石綿に関する基礎知識

(1) 石綿（アスベスト）とは

- 石綿は、天然に産出する繊維状ケイ酸塩鉱物の総称であり、規制対象となる石綿は、「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」の6種類です。（平成18年8月11日付け基発第0811002号厚生労働省労働基準局長通達）
- 石綿は、安価で、耐熱性、耐摩耗性等の優れた性質を持つため、様々な工業製品に使用されてきました。日本では、石綿の消費量の9割以上が建材製品に関わるもので、昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで広く使用されてきました。
- 石綿は、繊維が極めて細かく（髪の毛の1/5,000程度）、吸入することにより、中皮腫、肺がん等の深刻な健康被害を引き起こす危険性があり、発症した場合には、多くの方が1、2年程度で亡くなります。
- 石綿製品等の製造、使用等は段階的に規制が行われ、現在では、新たな製造、使用等が禁止されていますが、過去に建築された建築物その他の工作物には、石綿を含む建材が使用されているものも多く残っています。
- このため、建築物・工作物の解体・改造・補修工事においては、石綿飛散防止対策を実施することが重要です。

(2) 石綿を含有する建築材料の例及び主な規制概要

- 石綿を含有する建築材料の例及び主な規制概要は、表1（p.4）のとおりです。

表1 石綿含有建築材料の例及び主な規制概要

区分 ¹		石綿含有建築材料の具体例	飛散性	作業基準	届出	事前調査等
石綿含有建材なし		-	-	-	不要	事前調査結果等の記録の現場への据え置き及び揭示（Ⅱの6） 事前調査結果の県への報告（Ⅱの3）【令和4年4月1日】 事前調査結果等の発注者への説明・記録・保存（Ⅱの2） 事前調査の実施（Ⅱの1）
レベル1	吹付け石綿	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） 石綿含有パーミキュライト（ひる石）吹付け材 石綿含有パーライト吹付け材	著しく高い	特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守（Ⅱの7（1）） 特定建築材料の除去等の方法の遵守（Ⅱの7（2））	要 （特定粉じん排出等作業実施届出（Ⅱの5））	
レベル2	石綿含有断熱材	屋根用折版裏断熱材 煙突用断熱材	高い			
	石綿含有保温材	石綿保温材 石綿含有けいそう土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材 石綿含有水練り保温材				
	石綿含有耐火被覆材	石綿含有耐火被覆板 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 石綿含有耐火被覆塗り材				
レベル3	その他石綿含有建材	石綿含有仕上塗材 ² 石綿含有スレート波板 石綿含有スレートボード 石綿含有住宅屋根用化粧スレート 石綿含有けい酸カルシウム板第一種 石綿含有押出成形品 石綿含有パルプセメント板 石綿含有ビニル床タイル 石綿含有サイディング 石綿含有せっこうボード 石綿含有ロックウール吸音天井板 石綿含有スラグせっこう板 石綿含有セメント円筒 石綿含有フリーアクセスフロア その他石綿含有建材	比較的低い	特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守（Ⅱの7（1））	不要	

1 建築業労働災害防止協会の「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」では作業レベルとしてレベル1～3を分類しているが、便宜的に主な建材の区分としても使用している。

2 レベル3の石綿含有仕上塗材には、レベル1の石綿含有パーミキュライト（ひる石）吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材は含まない。

2 大気汚染防止法の規制の概要

- 建築物その他の工作物を解体し、改造し又は補修しようとする場合は、法において、次の規制が定められています。(図1)

- ・ 事前調査（石綿含有建築材料の有無の調査）の実施 → の1
- ・ 事前調査の結果等の発注者への説明・記録・保存 → の2
- ・ 事前調査結果の県への報告【令和4年4月1日～】 → の3
- ・ 下請負人への説明・指導 → の4
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の県への届出 → の5
- ・ 事前調査結果の記録の現場への据え置き及び掲示 → の6
- ・ 特定粉じん排出等作業の作業基準及び特定建築材料の除去等の方法の遵守 → の7
- ・ 特定粉じん排出等作業の結果の発注者への報告・記録・保存 → の8

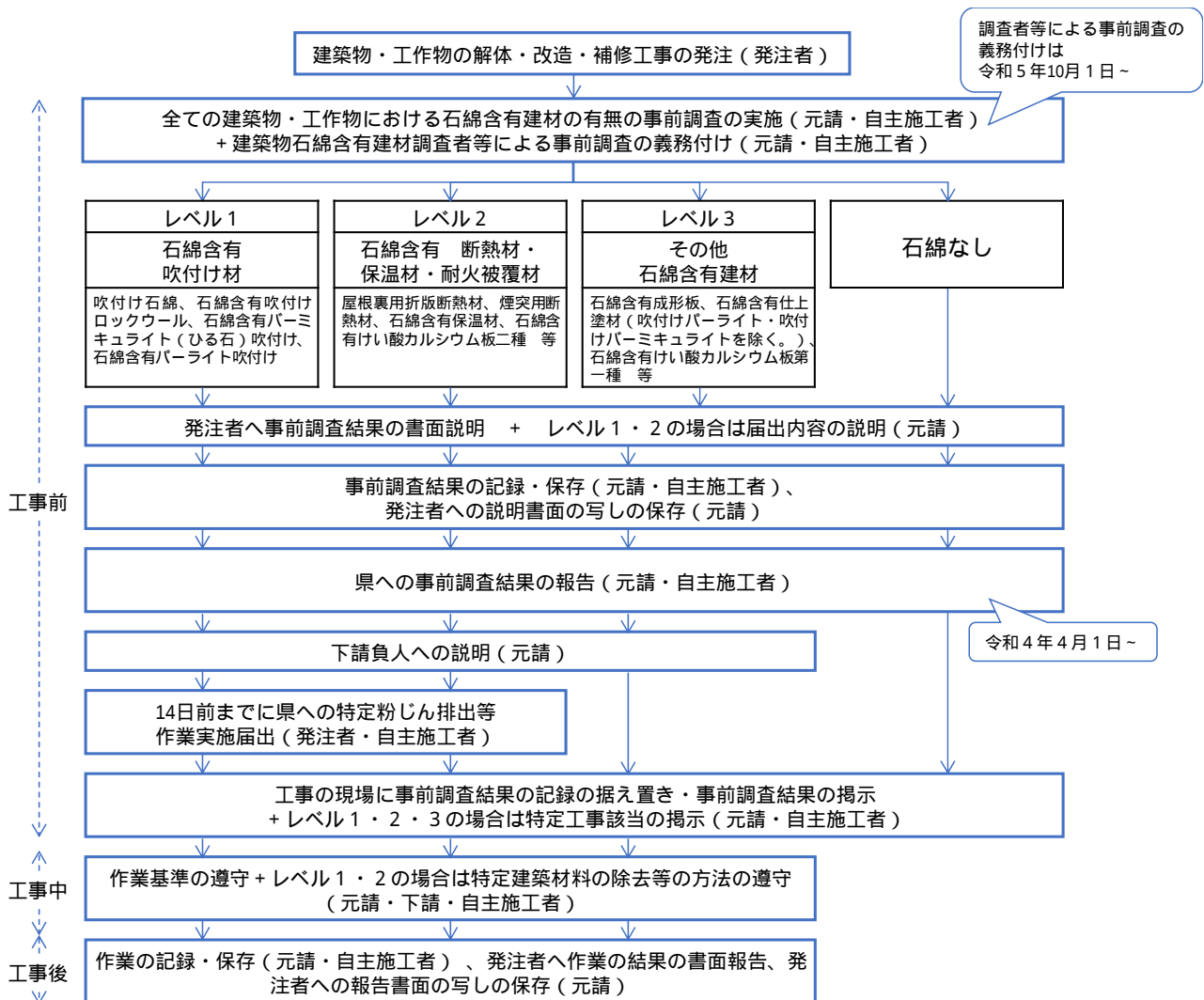


図1 建築物・工作物の解体・改造・補修工事における大気汚染防止法の規制の概要

3 用語の定義

特定粉じん（法第2条第8項、令第2条の4）

粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で「石綿」と定めてられています。

特定建築材料（法第2条第11項、令第3条の3）

吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で、政令で「吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料」¹と定められています。

石綿を含有する建築材料は、次の3つに区分され、具体的な建築材料の種類は、表1（p.4）のとおりです。

- ・ 吹付け石綿（レベル1）
- ・ 石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル2）
- ・ その他石綿を含有する建材²（レベル3）

1 建築材料における石綿の含有の考え方

建築材料の製造又は現場施工における建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるものとされています。

2 その他石綿を含有する建材

石綿を含有する成形板、セメント管、押出成形品等（石綿含有成形板等）のほか、建築物等の内外装仕上げに用いられる石綿を含有する建築用仕上塗材（石綿含有仕上塗材）が含まれます。なお、石綿含有パーライト吹付け材及び石綿含有バーミキュライト（ひる石）吹付け材については、吹付け石綿（レベル1）として取り扱います。

建築物等（法第2条第11項）

建築物その他の工作物³をいいます。

3 建築物と工作物の考え方

「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は污水处理の設備等の建築設備を含みます。

「工作物」とは、「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等です。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物となります。

特定粉じん排出等作業（法第 2 条第 11 項、令第 3 条の 4 ）

特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいいます。

特定工事（法第 2 条第 12 項）

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいいます。

届出対象特定工事（法第 18 条の 17 第 1 項、令第 10 条の 2 ）

特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定める「吹付け石綿（レベル 1 ）並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（レベル 2 ）」に係る特定粉じん排出等作業を伴うものをいいます。

作業基準（法第 18 条の 14 ）

特定粉じん排出等作業に係る規制基準をいいます。

解体等工事（法第 18 条の 15 第 1 項）

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事をいいます。

発注者（法第 18 条の 15 第 1 項）

解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいいます。

元請業者（法第 18 条の 15 第 1 項）

発注者から直接解体等工事を請け負った者をいいます。

自主施工者（法第 18 条の 15 第 4 項）

解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいいます。

下請負人（法第 18 条の 16 第 2 項）

特定工事の元請業者から当該特定工事の全部又は一部を請け負った者をいい、また、その請け負った特定工事の全部又は一部を更に他の者に請け負わせるときはその請負人を含みます。

各規定の概要

1 事前調査の実施

(法第 18 条の 15 第 1 項・第 2 項・第 4 項、規則第 16 条の 5)

(1) 基本的事項

- 全ての解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事の実施前に、特定建築材料（レベル 1・2・3）の使用状況を把握し、特定工事に該当するか否かの調査（以下「事前調査」といいます。）をしなければなりません。
- 発注者は、解体等工事の元請業者が行う事前調査に要する費用を適正に負担することその他の当該調査に関し必要な措置を講ずること（事前に特定建築材料に関する情報を保有している場合は元請業者にその情報を提供すること 等）により、当該調査に協力しなければなりません。
- 事前調査の方法等は、 の 1（2）から（4）までを確認してください。

《留意事項》

- 元請業者は、解体等工事を受注した際に発注者から石綿含有建築材料はないと説明を受けた場合及び発注者又は別の請負人が事前調査を行った場合、その結果を活用することを妨げるものではありませんが、事前調査を省略することはできず、他の者が行った調査結果を確認し、自らが行う工事の範囲で調査漏れの部分がないかどうかを改めて確認し、調査漏れや調査内容において不明な部分があれば自ら追加で事前調査を行う必要があります。
- 事前調査は、石綿則第 3 条において義務付けられている事前調査、分析調査等と兼ねて実施しても差し支えありません。
- 事前調査（書面による調査、目視による調査、分析による調査）を行う者については、 の 1（3）を確認してください。
- 表 2（p.10）に該当する場合は、事前調査の実施の対象とはならないとされています。該当するかどうかの判断が難しい場合は、保健福祉事務所にお問合せください。（問合せ先の 3）
- 事前調査の結果、特定建築材料（レベル 1・2 に限る。）が有のときは、特定粉じん排出等作業の実施の届出（ の 5 ）が、特定建築材料（レベル 1・2・3）が有のときは、作業基準の遵守（ の 7 ）等の対応が必要です。
また、特定建築材料（レベル 1・2・3）の使用の有無に関わらず、事前調査結果の県への報告（令和 4 年 4 月 1 日～、 の 3）、事前調査結果の記録の現場への据え置き及び公衆

の見やすい場所への掲示（ の 6 ）が必要です。

表 2 建築物等の解体等工事に含まれない作業

除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は非該当）
既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物並びに農林水産省による用途や使用の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物の解体・改修の作業 a 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第二号に規定する外郭施設及び同項第三号に規定する係留施設 b 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設 c 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備 d 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するばた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するばた山崩壊防止工事により整備されたばた山崩壊防止のための施設 e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設 f 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設 g 鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 9 条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く） h 軌道法施行規則（大正 12 年内務省・鉄道省令）第 9 条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く） i 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建築物に設置されているもの、特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和 2 年環境省告示第 77 号）に掲げる工作物（p.24）を除く。） j 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 79 条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設

l	ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
m	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 3 条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
n	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）

（２）事前調査の方法

- 特定建築材料（レベル 1・2・3）の使用の有無の調査は、解体等工事を行う建築物等の全ての建築材料について、次の方法により調査をしてください。

設計図書その他書面による調査

目視（現地）による調査

分析による調査

表 3 特定建築材料（レベル 1・2・3）の有無の調査

調査区分	調査の方法
設計図書その他書面による調査	設計図書、施工記録、維持保全記録等により、次の事項の調査を行う。 ・ 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日 ・ 使用されている建築材料の種類 ・ 使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿（アスベスト）含有建材データベース（ の 2 ）等を使用した石綿の含有の有無
目視（現地）による調査	解体等工事に係る建築物等において、次の事項の調査を行う。 ・ の書面による調査と異なる点がないか ・ 建築材料に印字されている製品名や製品番号等の確認 ・ 特定建築材料に該当する可能性のある建築材料の特定
分析による調査	書面による調査及び 目視による調査により特定建築材料（レベル 1・2・3）の使用の有無が明らかにならなかったときは、分析による調査を行う。

《留意事項》

- 「書面調査」及び「目視（現地）調査」は、必ず実施しなければなりません。ただし、書面により表 4（p.11）のいずれかに該当することが明らかな場合は、その該当部分については、その後の書面による調査及び目視による調査を行う必要はありません。

- 建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視による調査ができない箇所があった場合は、工事に着手した後に目視による調査が可能となった時点で調査を行わなければなりません。

分析調査の必要性

- 書面による調査及び目視による調査では特定建築材料（レベル１・２・３）の使用の有無が明らかにならなかった場合には、必ず分析により調査を行ってください。ただし、特定建築材料があるものとみなして、法及びこれに基づく命令に規定する特定工事に関する措置（の１～の８）を講ずるときは、分析による調査は必要ありません。

分析調査の方法と過去の分析調査

- 分析調査は、JIS A 1481-1,2,3（平成 26 年 3 月 28 日制定）又は JIS A 1481-4（平成 28 年 3 月 22 日制定）により行ってください。
- 規制対象となる石綿の含有率は、昭和 50 年以降「５％超（吹付け材のみ）」、平成 7 年以降「１％超（吹付け材のみ）」、平成 18 年以降「０.１％超」と変更されているため、平成 18 年 8 月 31 日以前に実施した分析調査の結果において「石綿なし」となっている場合であっても「０.１％超」の可能性があり、注意が必要です。
- 過去に実施した分析調査については、クリソタイル、アモサイト及びクロシドライトの石綿のみを対象としている場合があるため、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトが対象とされているか改めて確認が必要です。

表４ 書面により特定建築材料（レベル１・２・３）が使用されていないことが明らかな場合

イ	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等（口からホまでに掲げるものを除く。）
口	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。ハ、ニ及びホにおいて同じ。）であって、平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの
ハ	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であって、平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグランドパッキンを設置したもの
ニ	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグランドパッキンを設置したもの
ホ	平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であって、平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの

(3) 事前調査を行う者

ア 書面による調査及び目視による調査を行う者

- 建築物の事前調査（書面による調査及び目視による調査）は、令和5年10月1日以降¹、必要な知識を有する者として環境大臣が定めるもの（令和2年環境省告示第76号）に行わせなければなりません。

（必要な知識を有する者として環境大臣が定めるもの）

- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者²
- ・ 一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建ての住宅及び共同住宅³の住戸の内部⁴の調査に限る。）
- ・ 日本アスベスト調査診断協会に登録された者（令和5年9月30日までに同協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者に限る。）

1 令和5年9月30日までであっても、建築物の事前調査（書面による調査及び目視による調査）については、可能な限りこれらの者を活用してください。

2 使用されている可能性がある石綿含有材料の種類が多岐に亘るような大規模建築物又は改修を繰り返しており石綿含有材料の特定が難しい建築物については、可能な限り特定建築物石綿含有建材調査者又は一定の実地経験を積んだ一般建築物石綿含有建材調査者に行わせてください。

3 長屋を含み、店舗併用住宅は含まれません。

4 住戸の専用部分を指し、内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）は含まれません。

5 工作物に係る事前調査については、これらの者による調査は義務付けられていませんが、可能な限りこれらの者を活用してください。

- 令和5年9月30日までは、建築物の事前調査は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うことも可能です。

（石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者）

- ・ 建築物石綿含有建材調査者
- ・ 石綿作業主任者技術講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者
- ・ 日本アスベスト調査診断協会に登録された者 など

《留意事項》

- 解体等工事に係る建築物の設置の工事に着手した日を設計図書その他の書面により調査をするに当たっては、必要な知識を有する者として環境大臣が定めるもの以外の者が行っても構いません。

- 解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事⁶を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができます。ただし、個人であっても、特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守義務等の法の各種規制の対象となります。

6 床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の特定建築材料（レベル1・2・3）の一部を加工する作業のみを伴うような建設工事をいいます。

イ 分析による調査を行う者

- 分析による調査は、石綿則第3条第6項の規定により、令和5年10月1日以降⁷、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（令和2年厚生労働省告示第277号）に行わせなければなりませんので、注意してください。

（必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの）

- ・ 分析調査講習（令和2年厚生労働省告示第277号）を受講し、修了考査に合格した者
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

7 令和5年9月30日までであっても、可能な限りこれらの者に行わせてください。

（4）届出要件の確認

- 事前調査の結果、届出対象特定工事（レベル1・2に限る。）に該当する場合は、発注者又は自主施工者が、特定粉じん排出等作業の実施の届出（の5）をする必要があります。
- 届出の要否等について判断が難しい場合は、保健福祉事務所にお問合せください。（問合せ先 の3）

2 事前調査の結果等の発注者への説明・記録・保存

(法第 18 条の 15 第 1 項・第 3 項・第 4 項、規則第 16 条の 6 ～ 第 16 条の 8)

- 全ての解体等工事の元請業者は、当該解体等工事の発注者に対し、事前調査の終了後、事前調査の結果等（表 5（p.15））について、書面を交付し、説明しなければなりません。また、その説明書面の写しを解体等工事が終了した日から 3 年間保存しなければなりません。
- 元請業者から発注者への説明は、解体等工事の開始まで（特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から 14 日以内に行われる場合は、作業開始の 14 日前まで）に行う必要があります。
- 事前調査では、建築物等の部位（床、腰壁、壁、天井等）ごとに石綿含有建築材料の使用の有無を調査し、その結果を詳細票にまとめて、分かりやすい事前調査書面を作成してください。
- 全ての解体等工事の元請業者及び自主施工者は、事前調査に関する記録（表 6（p.16））を作成し、事前調査（書面による調査及び目視による調査）を行った者が環境大臣が定める者（p.12）に該当することを証する書類の写しとともに、解体等工事が終了した日から 3 年間保存しなければなりません。

表5 事前調査の結果等の発注者への説明事項

説明事項	事前調査結果		
	レベル1・2有	レベル3有	石綿なし
事前調査の結果 ¹	○	○	○
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積	○	○	
特定粉じん排出等作業の種類	○	○	
特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
特定粉じん排出等作業の方法	○	○	
の方法が法第18条の19各号に掲げる措置(第7(2))を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	○		
事前調査を終了した年月日	○	○	○
事前調査の方法 ²	○	○	○
事前調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項 ³ 【令和5年10月1日～】	○	○	○
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	○		
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○	
特定工事の元請業者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○		
事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所とその理由 ⁴	○	○	○

1 特定工事(レベル1・2・3)に該当するか否か及びその根拠をいう。

2 書面による調査、目視による調査、分析による調査及び調査者等に調査を行わせたことをいう。

3 調査を行った者が登録規程に基づく講習を受講した講習実施機関の名称(一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者については、その旨)をいう。

4 法定事項ではないが、建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視による調査ができない箇所があった場合は、工事に着手した後に目視による調査が可能となった時点で調査を行い、その結果を再度、発注者に説明する必要があるため、あらかじめその旨の説明をすることが望ましい。

表 6 事前調査に関する記録事項

解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
解体等工事の場所
解体等工事の名称及び概要
事前調査を終了した年月日
事前調査の方法
解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 ¹ （ガスケット又はグランドパッキングがある場合は、その建材を設置した年月日）
解体等工事に係る建築物等の概要 ²
改造・補修工事の場合は、作業の対象となる建築物等の部分
環境大臣が定める者による調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 【令和5年10月1日～】
分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称
解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（石綿有とみなした場合は、その旨）及びその根拠
を行ったときは、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し 【令和5年10月1日～】

- 1 工事年代によっては正確な年月日までは把握できない場合も想定されるため、平成18年9月1日以降の建築物等かどうかであることを確認できる程度の記載があれば構わない。
- 2 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等の建築物等の構造、階数、延べ面積等をいう。
- 3 書面による調査及び目視による調査は要しない場合（表4（p.11））の記録事項は、 から までの記録で構わない。

《留意事項》

- 自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）の場合は、建築物等の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事（p.13）を施工する場合のうち、当該建設工事が特定工事であるとみなす場合には、当該工事に係る建築物等の部分の工事着手前の写真及び作業の様子を撮影して当該写真を設計図書その他の書面とともに保存するなど簡易な方法により事前調査に関する記録を作成・保存することでも構いません。

3 事前調査結果の県への報告【令和4年4月1日～】

(法第18条の15第6項、規則第16条の11第1項～第4項)

- 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査を行ったときは、次の～の内容について、遅滞なく、県に報告しなければなりません。

解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

事前調査を終了した年月日

環境大臣が定める者による調査(の1(3))を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項

解体等工事の場所

解体等工事の名称及び概要

解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日(ガasket又はグランドパッキンがある場合は、その建材を設置した年月日)

解体等工事に係る建築物等の概要

分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称

解体等工事の実施の期間

建築物の解体工事に該当するときは、床面積の合計

建築物の改造・補修工事に該当するときは、請負代金の合計額

工作物の解体・改造・補修工事に該当するときは、請負代金の合計額

解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類

の建築材料が特定建築材料(レベル1・2・3)に該当するか否か(解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨)及び該当しないときは、その根拠の概要

事前調査の段階では調査が困難な箇所があった場合には、当該箇所とその理由¹

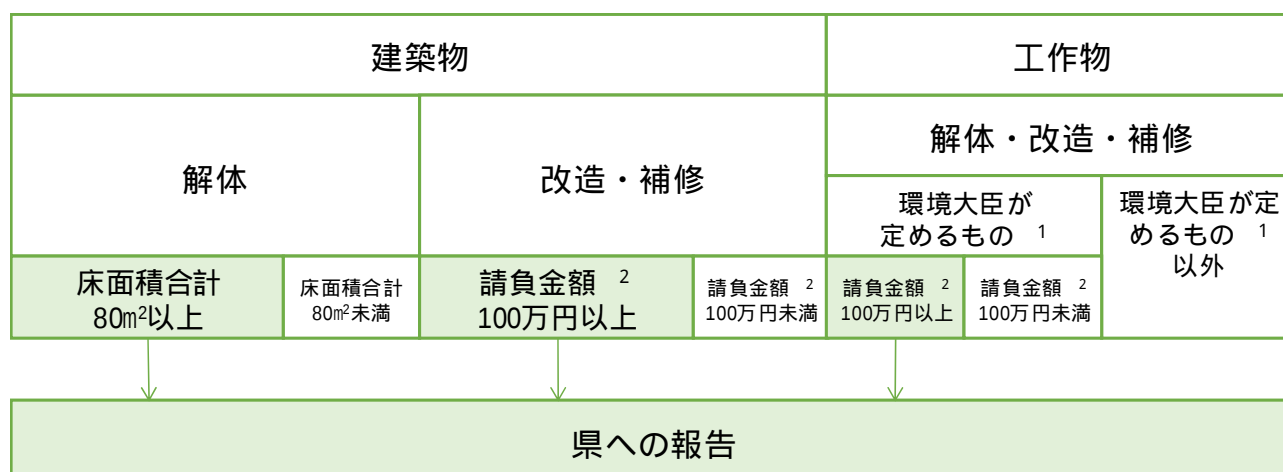
- 1 法定事項ではありませんが、建築物等の構造上、解体等工事に着手する前に目視による調査ができない箇所があった場合は、工事に着手した後に目視による調査が可能となった時点で調査を行い、再度報告を行う必要がありますので、併せて報告をお願いします。

- 報告は、原則として、国が整備する電子システム²により行ってください。ただし、様式第3の4による報告書(の5)によって行うこともできます。

- 2 石綿則第4条の2の規定に基づく労働基準監督署への事前調査結果の報告と共通する電子システムであり、電子システムで報告することにより、法及び石綿則の報告を一度にすることができます。電子システムは、令和3年度中に整備される予定で、詳細が分

かり次第、本手引に反映させる予定です。

- 事前調査結果の報告の対象は、図2のとおりです。
- 報告をせず、又は虚偽の報告を行った場合は、30万円以下の罰金となることがあります。（法第35条第4号）



1 石綿含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物（令和2年環境省告示第77号）で、次の～である。

反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。農業用パイプラインを含み、水道管は含まない。）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む。）、トンネル（鉄道施設（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正10年法律第76号）による軌道施設を含む。）は含まない。）、天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板

2 自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額をいう。また、解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなす。金額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含まないが、消費税を含む額である。

図2 事前調査結果の報告の対象

《留意事項》

- 事前調査の結果、特定建築材料（レベル1・2・3）がなかった場合も、報告が必要です。
- 事前調査は、県への報告の対象かどうかに関わらず行う必要があります。
- 報告は、遅くとも解体等工事に着手する前までにしてください。

- 工作物の中には、数年ごとなど定期的に同一の部分について修理等の改修を行うものがありますが、平成 18 年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手した工作物の改造又は補修作業を伴う建設工事については、特定工事に該当しないことが明らかであるにもかかわらず、定期的な改修の度ごとに事前調査の結果の報告を求めることは合理的でないため、平成 18 年 9 月 1 日以降に設置の工事に着手した工作物について、同一の部分定期的に改造又は補修する場合は、当該改修又は補修作業を伴う建設工事について一度報告を行えば、同一部分の工事については、その後の報告は必要ありません。

4 下請負人への説明・指導

(法第 18 条の 16 第 3 項・第 18 条の 22、規則第 16 条の 12)

- 特定工事（レベル 1・2・3）の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるとき（下請契約を締結するする時点）は、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における次の事項を説明しなければなりません。

特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

特定粉じん排出等作業の種類

特定粉じん排出等作業の実施の期間

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びに
その使用箇所及び使用面積

- 特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければなりません。

5 特定粉じん排出等作業の実施の県への届出

(法第 18 条の 17 第 1 項・第 2 項、令 10 条の 2、規則第 10 条の 4 第 1 項・第 2 項、第 13 条第 1 項・第 4 項)

- 届出対象特定工事(レベル 1・2に限る。)の発注者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに次の ~ の内容について、管轄の保健福祉事務所に届け出なければなりません。

発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定工事を施工する者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名

届出対象特定工事の場所

特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料(レベル 1・2に限る。)の種類、使用箇所、使用面積

特定粉じん排出等作業の種類

特定粉じん排出等作業の実施の期間

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業の方法が、特定建築材料の除去等の方法(の 7 (2))により行うものでないときは、その理由

- ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合には、14 日前までにという制限はありませんが、速やかに届け出なければなりません。
- 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出時に必要な書類は、表 7 (p.22)のとおりです。届出書は、2 部(正本・控え)提出し、控えは返却しますので、大切に保管してください。
- 2 件以上の特定粉じん排出等作業が同一の建築物等、同一の工場又は同一の事業場で行われる場合には一つの届出書によって届出をすることができます。なお、この場合には、一つの作業ごとに別紙を作成し、添付してください。
- 届出書の記載例は、 の 6 を参照してください。
- 届出をせず、又は虚偽の届出を行った場合は、3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金とすることがあります。(法第 34 条第 1 号)
- 特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合において、その届出を受理した日から 14 日以内に、届出者(発注者又は自主施工者)は、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ぜられることがあります。(法第 18 条の 18 第 1 項・第 2 項)(関連 の 7

(1)・(2)

表 7 - 1 特定粉じん排出等作業実施届出書の必要書類一覧

< 届出書 >	
特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第 3 の 4 【令和 4 年 4 月 1 日からは様式第 3 の 5 】） 特定粉じん排出等作業の方法 （別紙）	
< 添付書類 >	
法第 18 条の 17 第 3 項の環境省令で定める添付書類（施行規則第 10 条の 4 第 2 項）	
1	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 ¹ 、配置図及び付近の状況 ²
2	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ²
3	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ¹
4	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ¹
届出書様式第 3 の 4 の別紙の備考 4 で添付することとされているもの	
5	作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量（ m^3 ）、集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入したもの） ²
< 佐賀県で添付をお願いしているもの > ³	
6	事前調査結果の書面（発注者へ説明した書面）の写し又は石綿使用調査票
-	委任状：代表者以外の者が届出を行う場合のみ必要 （「特定粉じん排出等作業実施届出書に関する権限」を委任する旨記載）
-	石綿使用面積の計算書（計算の根拠がわかるもの）

1 届出書の参考事項に記載欄がある。

2 添付書類については、条件が満たされれば、労働安全衛生法における吹付け石綿除去作業等の実施に係る届出の添付書類の写しをもって代えることができる。（表 7 - 2（p.23））

3 その他届出内容の確認のため、必要な書類の提出を求めることがある。

表 7 - 2 届出書の添付資料の代用可能な書類

大気汚染防止法における届出の添付書類	代用可能な書類 (労働安全衛生法における届出の添付書類)
・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図及び付近の状況	・ 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	・ 工程表 ・ 工法の概要を示す書面又は図面 ・ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 特定粉じん排出等作業の工程が明示されているもの。
・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取り図	・ 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面 主要寸法、特定建築材料の使用箇所が記入されているもの
・ 作業場の隔離状況及び作業場出入口の前室の設置状況を示す見取図	・ 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面 ・ 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面 主要寸法、隔離された作業場の容量、集じん・排気装置の設置場所、排気口の位置が記入されているもの

《留意事項》

- 「作業開始」とは、石綿除去等に先立って行う足場の設置、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置などの石綿飛散防止のための一連の作業の開始をいいます。
- 「14 日前までに」とは、「中 14 日をあける」ことを意味します。(図 3)



図 3 特定粉じん排出等作業実施届出の届出日

- 事前調査結果の県への報告 (の 3) をしたかどうかに関わらず、特定建築材料 (レベル 1・2 に限る。) がある場合は、特定粉じん排出等作業の実施の届出が必要になります。

6 事前調査結果の記録の現場への据え置き及び掲示

(法第 18 条の 14、第 18 条の 15 第 5 項、施行規則第 16 条の 4、第 16 条の 9、第 16 条の 10)

- 全ての解体等工事において、元請業者又は自主施工者は、施工期間中、事前調査 (の 2) 結果の記録を、工事を施行する者や県などが現場で確認可能な状態で、現場に据え置かなければなりません。
- 全ての解体等工事において、元請業者又は自主施工者は、施工期間中、事前調査の結果等 (表 8) について、工事の場所において公衆の見やすい場所 (敷地境界の塀、建物外部、施工区画の出入口付近 等) に、A 3 サイズ以上の掲示板を設けることにより、掲示しなければなりません。(掲示の参考様式 図 4 - 1 (p.26) ~ 図 4 - 3 (p.28))

表 8 事前調査の結果の解体等工事現場での掲示

掲示事項 ¹		レベル 1・2	レベル 3	石綿なし
解体等工事	事前調査結果 ²	○	○	○
	元請業者・自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名	○	○	○
	事前調査を終了した年月日	○	○	○
	事前調査の方法 ³	○	○	○
	特定工事	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	○	
		発注者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名	○	
		特定粉じん排出等作業の実施の届出年月日、届出先	○	
		元請業者・自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	
		特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	
		特定粉じん排出等作業の方法	○	

1 これらの事項が含まれていれば石綿則その他法令に基づく掲示に追記する形でも差し支えない。

2 特定工事 (レベル 1・2・3) に該当するか否か及びその根拠をいう。

3 書面による調査、目視による調査、分析による調査及び建築物石綿含有建材調査者等 (の 1) に調査を行わせたことをいう。

《留意事項》

- 事前調査結果の記録の現場への据え置き及び掲示は、解体等工事が特定工事 (レベル 1・2・3) に該当する・しないにかかわらず、義務付けられているものであり、事前調査結果

の報告及び特定粉じん排出等作業の実施の届出が不要の場合にも掲示が必要です。

石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業（届出対象）記入例 ※揭示サイズは（横420mm 以上、縦297mm 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項（労働安全衛生規則第90条第五号の二）の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称： ○○○○解体工事作業所			
届出先及び 届出年月日	東京○○ 労働基準監督署 東京(都)・道・府・ ○○○(市)・区	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日		令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○ー○
看板表示日		令和○○年○○月○○日	
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ～	令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん)排出等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ～	令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要（調査箇所）		元請業者（工事の施工者かつ調査者）	
【調査方法】 書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】 建築物全体（1階～4階） ※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 （例）1階機械室（改修等工事対象場所）		氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○ 住所 東京都○○区○ー○	
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）		現場責任者氏名 ○○ ○○	
【石綿含有あり】 1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル 1階 機械室 保温材（石綿含有とみなし） エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル 【石綿含有なし】 ○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～4階 トイレ内P S 保温材③ 1～4階 床：ビニル床タイル③、天井：フレキシブルボード④ その他の建材④⑤		連絡場所 TEL 03-×××-××××	
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法		○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	（除去） ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他	調査を行った者（分析等の実施者）	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数 ・ 機種：負圧除塵装置 ・ 型式：○○○-2000 ・ 設置数：○台	氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号○○○○ 住所：東京都○○区○○ー○○	
排気能力（m ³ /min）	○○m ³ /min（1時間あたりの換気回数4回以上）	分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号○○○○ 住所：埼玉県○○市○○ー○○	
使用するフィルタの種類及びその集じん効果（%）	HEPAフィルタ ・ 捕集効率：99.97% ・ 粒子径：0.3μm	その他必要な事項	
使用する資材及びその種類	・ 湿潤用薬液：○○○○ ・ 固化用薬液：○○○○ ・ 隔離用シート（厚さ：床○mm、その他○mm） ・ 接着テープ 等	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す	
その他の石綿（特定粉じん）の排出又は飛散の抑制方法	（例）・吹付け層に薬液を含浸する等により表層面を被覆する封じ込め工法 ^{注2)} （例）・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法 ^{注2)}	①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明	
備考：その他の条例等の届出年月日	⑤材料の製造年月日		
○○区建築物の解体工事等に関する要綱（令和○○年 ○月 ○日届出）			

注1）工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2）封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

（出典：厚労省・環境省統合マニュアル）

図4 - 1 揭示板例（石綿あり レベル1・2）

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業（届出非対象）記入例 ※掲示サイズは（横420mm 以上、縦297mm 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)} 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称： ○○○○解体工事作業所			
調 査 終 了 年 月 日		令和○○年○○月○○日	
看 板 表 示 日		令和○○年○○月○○日	
解 体 等 工 事 期 間		令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん)排出等の作業期間		令和○○年○○月○○日 ～ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要（調査箇所）		元請業者（工事の施工者かつ調査者）	
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体（1階～3階）		氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名） ○○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査結果の概要（部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）		住所	
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1～3階 床：ビニル床シート⑤、壁：けい酸カルシウム板第1種：④、天井：岩綿吸音板③、その他の建材④⑤		住所 東京都○○区○ー○	
石綿除去等作業（特定粉じん排出等作業）の方法		現場責任者氏名 ○○ ○○	
石綿含有建材（特定建築材料）の処理方法	（除去）・ その他	連絡場所 TEL 03-×××-××××	
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有成形板等 （例）フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生（隔離）し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。 石綿含有仕上塗材 （例）剥離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生（隔離）し、除去を行う。	○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液：○○○○ ・剥離剤：○○○○ ・養生用シート（厚さ：○mm） ・接着テープ 等	調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号○○○○ 住所：東京都○○区○○ー○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号○○○○ 住所：埼玉県○○市○○ー○○	
備考：その他の条例等の届出年月日		その他必要な事項	
○○○区建築物の解体工事等に関する要綱（令和○○年 ○月 ○日届出）		調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	

注）工事に係る部分の床面積の合計が80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

（出典：厚労省・環境省統合マニュアル）

図4 - 2 掲示板例（石綿あり レベル3）

石綿使用なし記入例 ※掲示サイズは（横420mm 以上、縦297mm 以上）

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。^{注)} 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び条例等に基づく調査結果をお知らせします。		
事業場の名称： ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年 ○月 ○日	元請業者（解体等工事の施工者かつ調査者） 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○○○
看板表示日	令和○○年 ○月 ○日	
解体等工事期間	令和○○年 ○月 ○日～ 令和○○年 ○月 ○日	
調査方法の概要（調査箇所）		住所 東京都○○区
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 ※建物の着工日で石綿含有なしを判断した場合は、書面調査のみとなる 【調査箇所】建築物全体（1階～3階）		
調査結果の概要(部分と石綿含有建材（特定建築材料）の種類、判断根拠）		現場責任者氏名 ○○○○ 連絡場所 TEL 03-×××-××××
石綿は使用されていませんでした。（特定工事に該当しません） 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1～3階 床：ビニル床タイル③ ビニル床シート③、 天井：岩綿吸音板③、けい酸カルシウム板第1種③、 壁：スレートボード⑤ 外壁 仕上塗材③ ※建築物の着工日で石綿含有なしを判断した場合の例 建築物の着工日が2006年9月1日以降⑤		調査を行った者（分析等の実施者） 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) <u>事前調査・試料採取を実施した者</u> ①日本アスベスト調査診断協会登録者 氏名 ○○ ○○ 会員番号 ○○ ○○ 住所：東京都○○区○○-○○
		<u>分析を実施した者</u> ②○○環境分析センター 代表取締役社長 ○○ ○○ 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所：埼玉県○○市○○-○○
		その他必要な事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日

注）工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

（出典：厚労省・環境省統合マニュアル）

図4-3 掲示板例（石綿なし）

7 特定粉じん排出等作業の作業基準及び特定建築材料の除去等の方法の遵守

(法第 18 条の 14、第 18 条の 16、第 18 条の 19、第 18 条の 20、第 18 条の 22、規則第 16 条の 4、第 16 条の 12～第 16 条の 15)

(1) 特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守 (レベル 1 ・ 2 ・ 3)

- 特定工事 (レベル 1 ・ 2 ・ 3) の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業について、次のア～カの作業基準を遵守しなければなりません。

ア 作業計画の作成及び作業計画に基づく作業の実施	→ p.29
イ 掲示	→ p.30
ウ 作業の実施状況の記録・保存	→ p.30
エ 作業が適切に行われていることの確認	→ p.31
オ 特定建築材料 (レベル 1 ・ 2 ・ 3) の除去等の完了の確認	→ p.31
カ 作業の種類ごとの作業の方法	→ p.32

- 特定工事 (レベル 1 ・ 2 ・ 3) の発注者は、元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付けないように配慮しなければなりません。また、元請業者は、特定工事の全部又は一部を下請負人に請け負わせるとき (下請負人がさらに他の者に請け負わせるときを含む。) も同様です。
- 特定工事の元請業者は、各下請負人が当該特定工事における特定粉じん排出等作業を適切に行うよう、当該特定工事における各下請負人の施工の分担関係に応じて、各下請負人の指導に努めなければなりません。
- 特定粉じん排出等作業を行う者が作業基準を遵守していない場合、作業基準への適合又は作業の一時停止を命ぜられることがあります。(法第 18 条の 21)

ア 作業計画の作成及び作業計画に基づく作業の実施

- 元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に表 9 (p.39) の事項を記載した作業計画を作成し、作業計画に基づき作業を行わなければなりません。

表 9 作業計画に定める事項

特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
特定工事の場所
特定粉じん排出等作業の種類
特定粉じん排出等作業の実施の期間
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
特定粉じん排出等作業の方法
特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
下請負人が作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

イ 掲示

- 表 8（p.24）の事項を工事の場所において公衆の見やすい位置場所（敷地境界の塀、建物外部、施工区画の出入口付近 等）に、A 3 サイズ以上の掲示板を設けることにより、掲示しなければなりません。

ウ 作業の実施状況の記録・保存

- 元請業者、自主施工者又は下請負人は、工事の施工の分担関係に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、工事が終了するまでの間保存しなければなりません。

《留意事項》

- 記録には、集じん・排気装置の正常な稼働、負圧の状況、除去又は囲い込み等の完了及び隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことの確認の結果等の事項¹を含みます。

1 具体的には、表 10（p.32）の一の項の中欄に掲げる作業、六の項の右欄イ及びハの作業を行うときは、一の項の右欄八、二、へ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（補修等の措置を講じた場合にあってはその内容を含む。）確認した者の氏名をいいます。

- 記録は、特定粉じん排出等作業の結果の記録（ の 8 ）を作成する際に活用するもので

すので、アからカまで（p.29～p.35）の規定に対応した当該作業の実施状況がそれぞれ確認できるよう、写真、動画等を使用して作成してください。また、作業の途中で作業の計画に変更が生じた場合は、当該変更の内容を記録してください。

エ 作業が適切に行われていることの確認

- 元請業者は、ウにより各下請負人が作成した記録により、ア（p.29）で作成した作業計画に基づき適切に行われていることを確認しなければなりません。

オ 特定建築材料（レベル１・２・３）の除去等の完了の確認

- 元請業者又は自主施工者は、特定建築材料（レベル１・２・３）の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後に（これらの作業を行う場所を他の場所から隔離したときは、隔離を解く前に）除去等が完了したこと（除去にあつては、特定建築材料の取り残しがないこと、囲い込み又は封じ込めにあつては、適切に行われ石綿の飛散のおそれがないこと）の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせなければなりません。

（除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者）

- ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ・ 一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。）
- ・ 日本アスベスト調査診断協会に登録された者（令和５年９月３０日までに同協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者に限る。）
- ・ 石綿作業主任者

《留意事項》

- 自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事（p.13）を施工する場合には、自ら除去等の完了の確認を行うことができます。
- 工作物に係る特定粉じん排出等作業においては、石綿作業主任者に確認を行わせることでかまいません。

カ 作業の種類ごとの作業の方法

- 特定粉じん排出等作業の種類ごとの作業基準は、表 10 のとおりです。

表 10 作業の種類ごとの作業の方法

項	作業の種類	作業の方法（石綿の飛散防止措置）
一	建築物等の解体作業のうち、 <u>吹付け石綿（レベル 1）及び石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル 2）</u> を除去する作業（二又は五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等を使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時¹に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認²し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタ³を交換した場合その他必要がある場合⁴に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認⁵し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理⁶を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認⁷すること。

項	作業の種類	作業の方法（石綿の飛散防止措置）
二	建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル２）を除去する作業であって、かき落とし、切断又は破砕 <u>以外の方法で除去するもの</u> （五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理 ^６ を行うこと。
三	建築物等の解体・改造・補修作業のうち、石綿含有仕上塗材（レベル３）を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具 ^８ を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理 ^６ を行うこと。
四	建築物等の解体・改造・補修作業のうち、石綿含有成形板等（レベル３）を除去する作業（一～三、五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外す ^９ こと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき ^{１０} 又は建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないとき ^{１１} は、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となる石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１） 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２） 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 二 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理 ^６ を行うこと。

項	作業の種類	作業の方法（石綿の飛散防止措置）
五	人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料（レベル１・２・３）を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
六	建築物等の改造・補修作業のうち、吹付け石綿（レベル１）及び石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材（レベル２）に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項のイからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項のイからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等¹²を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項のイからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

- 1 「中断時」とは、休憩や作業の中断により作業場から作業員が退室した時、当該除去を行う日における除去の終了時等をいう。
- 2 「作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認」には、集じん・排気装置を稼働させた状態で、微差圧計による測定、目視により空気の流れを確認すること等の方法が含まれる。
- 3 「集じん・排気装置に付けたフィルタ」とは、HEPA フィルタ、１次フィルタ及び２次フィルタをいう。
- 4 「その他必要がある場合」とは、作業中に集じん・排気装置にぶつかるなど集じん・排気装置に衝撃を与えた場合等をいう。
- 5 「集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認」とは、排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと、又は特定建築材料の除去の開始前に集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認の上、当該除去の開始後に排気口のダクト内部の粉じん濃度が当該除去の開始前と比較して上昇していないことを確認することをいい、当該除去中に定期的に確認することが望ましい。この場合において、「粉じんを迅速に測定できる機器」には、粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定機（リアルタイムファイバーモニター）が含まれる。
- 6 「清掃その他の特定粉じんの処理」とは、床や壁、作業に使用した機器等に付着した粉じんの清掃のほか、作

業場内の空気中に浮遊している石綿の集じん、隔離に用いたシート等の廃棄にあたっての梱包等をいう。

- 7 「特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認」とは、清掃、作業場内の空気中に浮遊している石綿の集じん等を行った上で、位相差顕微鏡法や繊維状粒子自動測定器による総繊維数濃度の測定による確認等をいう。
- 8 「電気グラインダーその他の電動工具」とは、ディスクグラインダー又はディスクサンダーをいうが、高圧水洗工法、超音波ケレン工法等を用いる場合についても各作業現場の状況に応じて湿潤化に加えて養生を行うことが望ましい。
- 9 「切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外す」とは、固定具等を取り外すこと、母材等と一体として取り外すこと等により、特定建築材料を切断、破砕等せずに建築物等から除去することをいう。
- 10 「技術上著しく困難なとき」とは、特定建築材料や固定具が劣化している場合、特定建築材料の大きさ、重量、施工箇所等によって取り外しが物理的に困難な場合など、除去する特定建築材料や作業場の状況等によって切断、破砕等せざるを得ない場合をいう。
- 11 「建築物等を改造し、又は補修する作業の性質上適しないとき」については、床や壁として使用されている特定建築材料の一部を除去する場合も「除去」に含まれることから、このように特定建築材料の一部を加工する建築物等の改造又は補修の作業を行う場合等をいう。
- 12 「切断、破砕等」には、切断又は破砕のほか、作業時の振動によって石綿の飛散のおそれがある場合の振動も含まれる。

(2) 特定建築材料の除去等の方法の遵守（レベル1・2に限る。）

- 届出対象特定工事（レベル1・2に限る。）の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業（レベル1・2に限る。）について、表11（p.36）の除去等の方法を遵守しなければなりません。ただし、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他表11に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合は、この限りではありません。
- 元請業者若しくは下請負人又は自主施工者が、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他表11（p.36）に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合に該当しないにもかかわらず、表11の定める方法により作業を実施していない場合は、作業基準の適合又は作業の一時停止を命ぜられることなく、直接罰則が適用されることがあります。（法第34条第3号）

表 11 特定建築材料（レベル１・２）の除去等の方法

除去する場合	次のいずれかの方法による。 イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法 ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離^１し、除去を行う間、当該隔離した場所において日本産業規格 JIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用する^２方法 ハ ロに規定する方法と同等以上の効果を有する方法^３
建築物等の改造・補修する場合であって除去しない場合	当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された石綿を当該特定建築材料に固着する方法として、囲い込み^４又は封じ込め^４（以下「囲い込み等」という。）を行う方法による。 ただし、次の場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、JIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法による。 ・吹付け石綿の囲い込み又は石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等^５を伴うものに限る。）を行う場合 ・吹付け石綿の封じ込めを行う場合

- １ 「除去を行う場所を他の場所から隔離」とは、除去を行う場所の出入口に前室を設置することにより、作業員の出入りの際にも隔離を維持できるようにすることを含む。
- ２ 「集じん・排気装置を使用する」とは、正常に稼働する集じん・排気装置を使用することをいう。
- ３ 例えば、配管に使用された保温材を除去する際に、当該作業箇所を局所的に隔離するために袋状の用具（いわゆるグローブバッグ）を使用して密封状態を保ったまま保温材を除去する方法がある。
- ４ 「囲い込み」とは、特定建築材料の周囲を板状の材料等で覆って密閉すること、「封じ込め」とは、特定建築材料の表面又は内部に石綿飛散防止剤を吹付け、又は浸透させ、固着・固定化させることをいう。
- ５ 「切断、破碎等」には、切断又は破碎のほか、作業時に石綿の飛散のおそれがある場合の振動も含まれる。

《留意事項》

- 建築物等が倒壊するおそれがあるときその他表 11 に定める方法により行うことが技術上著しく困難な場合（災害等による損壊により、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する場合、物理的に特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離することや、隔離した場所において集じん・排気装置を使用することが困難な場合等）に該当するか否かについては、あらかじめ保健福祉事務所にお問合せください。（問合せ先 の３）

8 特定粉じん排出等作業の結果の発注者への報告・記録・保存

（法第 18 条の 23 第 1 項・第 2 項、規則第 16 条の 16、第 16 条の 17）

- 特定工事（レベル 1・2・3）の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に対し、表 12 の事項を書面で報告しなければなりません。また、その報告書面の写しを特定工事が終了した日から 3 年間保存しなければなりません。
- また、特定工事（レベル 1・2・3）の元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業に関する記録（表 13）を作成し、特定建築材料（レベル 1・2・3）の除去、囲い込み又は封じ込めの完了の確認を行った者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者（の 7（1）オ）に該当することを証する書類の写しとともに、特定工事が終了した日から 3 年間保存しなければなりません。

表 12 発注者への作業完了の報告事項

特定粉じん排出等作業が完了した年月日
特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
特定建築材料（レベル 1・2・3）の除去等の完了確認を行った者の氏名、確認者が知識を有する者に該当することを明らかにする事項（ <u>の 7（1）オ</u> ）

表 13 作業に関する記録事項

特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
特定工事の場所
特定粉じん排出等作業の種類
特定粉じん排出等作業を実施した期間
特定粉じん排出等作業の実施状況（次の事項を含む。） ・ 特定建築材料（レベル 1・2・3）の除去等の完了の確認（<u>の 7（1）オ</u>）をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名 ・ 作業中の負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名

《留意事項》

- 発注者への作業完了の報告事項の「特定粉じん排出等作業の実施状況」では、事前調査の結果等の説明（ の 2 ）どおりに、特定粉じん排出等作業の作業基準（ の 7（ 1 ））及び特定建築材料の除去の方法（ の 7（ 2 ））を遵守して作業を完了したか否か、説明と異なる対応を行った場合や異常が発生した場合はその内容等を報告してください。

また、作業基準の各規定に対応した当該作業の実施状況をそれぞれ詳細に説明することまでは要しませんが、必要に応じて作業の実施状況を確認できる写真等を用いて報告してください。

- 記録・保存をする「特定粉じん排出等作業の実施状況」には、作業基準に定める「集じん・排気装置の正常な稼働、負圧の状況、除去又は囲い込み等の完了及び隔離解除前の大気中への特定粉じんの排出等のおそれがないことの確認の結果」等も含まれ、作業基準の各規定に対応した当該作業の実施状況がそれぞれ確認できるよう、写真、動画等を使用して記録を作成してください。

また、作業の途中で作業の計画に変更が生じた場合は、当該変更の内容を記録する必要があります。

なお、届出対象特定工事において、届け出た事項に変更が生じた場合は、これを記録するだけでなく、届出先の保健福祉事務所に情報共有してください。

- 解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物の改造又は補修の作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事（p.13）を施工する場合のうち、当該建設工事が特定工事であるとみなす場合には、当該作業の様子を撮影して当該写真を設計図書その他の書面とともに保存するなど簡易な方法により作業に関する記録を作成・保存することができます。

- 事前調査（ の 2 ）から作業計画の作成、作業実施状況の記録・確認（ の 7（ 1 ）ア、ウ、エ）作業結果の報告・記録・保存までの除去等の作業が適切に終了したことの確認のイメージについては、図 5（p.39）を参照してください。

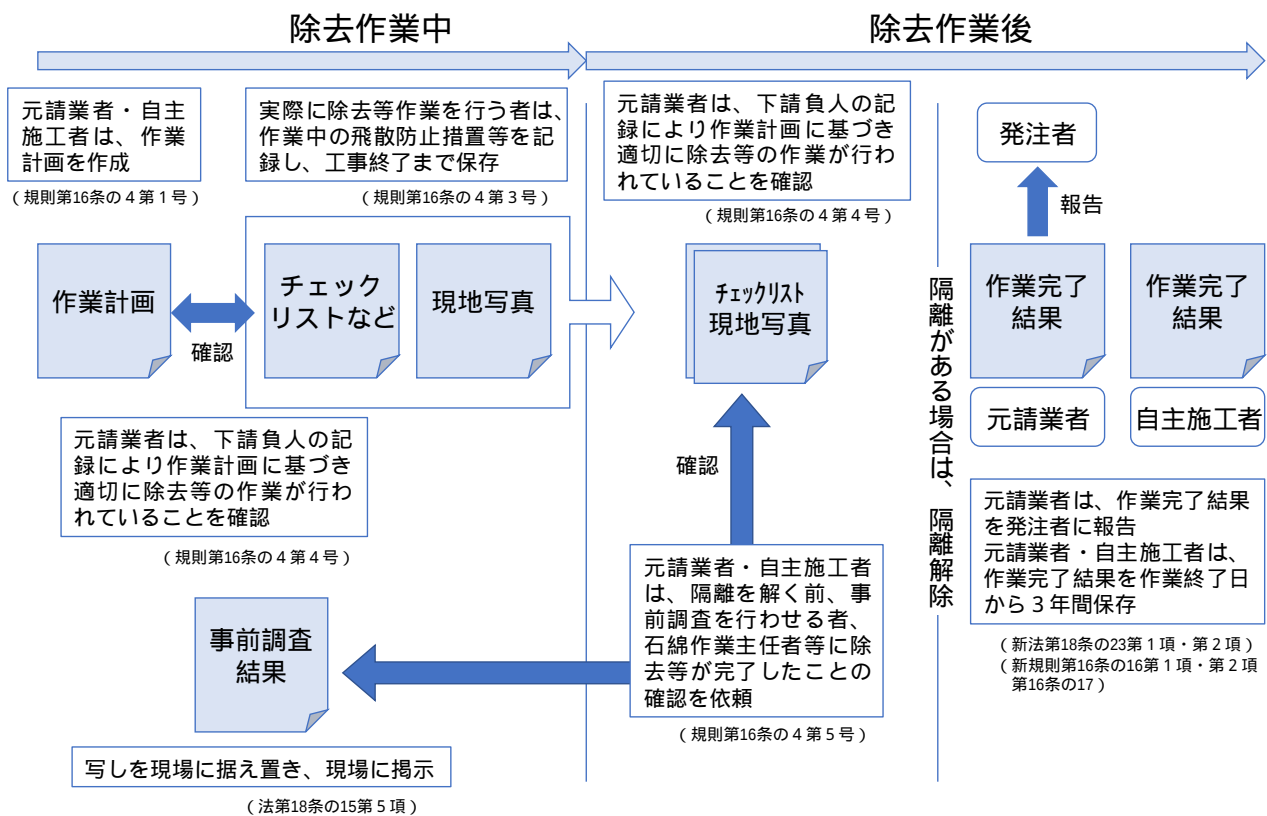


図5 除去等の作業が適切に終了したことの確認のイメージ

行政処分等及び罰則

- 知事は、特定粉じん排出等作業の実施の届出があった場合において、届出者（発注者又は自主施工者）に対し、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることがあります。（関連 の 5 ）
- 知事は、特定粉じん排出等作業を行う者が作業基準を遵守していない場合、作業基準の適合又は作業の一時停止を命ずることがあります。（関連 の 7 （ 1 ））
- 県において、解体等工事の発注者元請業者、自主施工者又は下請負人に対して、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求めることがあります。（法第 26 条）
- 県において、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場、解体等工事の元請業者、自主施工者又は下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査することがあります。（法第 26 条）
- 大気汚染防止法の規定及びそれに基づく命令に違反した場合の主な罰則は次のとおりです。

表 13 罰則

	違反内容	罰 則
	事前調査結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 （関連 の 3 ）【令和 4 年 4 月 1 日～】	30 万円以下の罰金 （法第 35 条第 4 号）
	特定粉じん排出等作業の実施の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 （関連 の 5 ）	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 （法第 34 条第 1 号）
	特定粉じん排出等作業の実施の届出に対する計画変更命令に違反した場合 （関連 の 5 ）	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 （法第 33 条の 2 第 1 項第 2 号）
	作業基準に従うべきことの命令、作業の一時停止の命令に違反した場合 （関連 の 7 （ 1 ））	
	特定建築材料の除去等の方法の規定に違反した場合 （関連 の 7 （ 2 ））	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 （法第 34 条第 1 号）
	県から求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合	30 万円以下の罰金 （法第 35 条第 5 号）
	県の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	

その他

1 関連法令

- 大気汚染防止法以外の関係法令の規定も確認し、遵守をお願いします。（表 14）

表 14 - 1 大気汚染防止法以外の関係法令の概要

関係法令	概要
労働安全衛生法（安衛法） 石綿障害予防規則（石綿則）	建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）及び石綿含有廃棄物について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。
建築基準法	建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

表 14 - 2 労働安全衛生法・石綿障害予防規則・建設リサイクル法に基づく届出の概要

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	期日及び届出先
	吹付け石綿	石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材	その他石綿含有建材	
労働安全衛生法 （第 88 条第 3 項）	○ （耐火/準耐火建築物の除去作業）	-	-	14 日前までに佐賀県労働基準監督署に提出
石綿障害予防規則 （第 5 条）	○ （封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業）	○ （除去/封じ込め/囲い込み作業）	-	14 日前までに佐賀県労働基準監督署に提出
建設リサイクル法 （第 10 条）	○ （特定建設資材への付着した吹付石綿等の有無や除去等の措置、その他計画等について届出書に記載）			工事着手 7 日前までに土木事務所（佐賀市内の工事の場合は佐賀市役所）に提出

2 参考資料

表 15 解体等工事に関する主なマニュアル

担当省庁名	マニュアル名等
厚生労働省・環境省	建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (令和3年3月)
環境省	石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版),2011年3月
	アスベストモニタリングマニュアル(第4.1版),2017年7月
	建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン,2017年4月
厚生労働省	アスベスト分析マニュアル[1.20版],平成30年6月
国土交通省	目で見えるアスベスト建材(第2版),2008年3月
	建築物石綿含有建材調査マニュアル,2014年11月
	一般財団法人建築保全センター;建築改修工事管理指針 下巻
国土交通省 経済産業省	石綿(アスベスト)含有建材データベース

3 問合せ先及び届出書等の提出先

表 16 問合せ先及び届出書等の提出先

工事現場	提出先
佐賀市、多久市、小城市、神埼市、 吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課 〒849-8585 佐賀市八丁畷町 1-20 TEL : 0952-30-1907
鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課 〒841-0051 鳥栖市元町 1234-1 TEL : 0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課 〒847-0012 唐津市大名小路 3-1 TEL : 0955-73-1179
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課 〒848-0041 伊万里市新天町 122-4 TEL : 0955-23-2103
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、 江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課 〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265 TEL : 0954-23-3506

4 規制基準 簡易チェックリスト

大気汚染防止法における建築物・工作物の解体・改造・補修工事に係る石綿（アスベスト）規制

簡易チェックリスト

対象欄：「全て」 … 全ての建築物・工作物の解体・改造・補修工事が対象 * 石綿なしの場合を含む。

「1・2・3」 … レベル1・2・3が対象

「1・2」 … レベル1・2が対象

区分	実施者	対象	チェック	規制内容	手引該当箇所
事前調査	元請業者・自主施工者	全て	☐	工事の前に石綿含有建材の有無の調査（書面調査、目視調査）を実施しているか。また、調査（書面調査、目視調査）は、建築物石綿含有建材調査者等が実施しているか。	の1
			☐	調査（書面調査、目視調査）で石綿含有建材の有無が明らかとならなかった場合は、分析調査を実施しているか。	
	元請業者		☐	発注者へ事前調査の結果等の書面説明をしているか。	の2
			☐	発注者への事前調査の結果等の書面説明の写しの保存（3年間）をしているか。	
	元請業者・自主施工者		☐	事前調査結果等の記録・保存（3年間）をしているか。	
			☐	県へ事前調査結果の報告はしているか。* 一部報告対象外【令和4年4月1日～】	の3
下請説明	元請業者	1・2・3	☐	下請負人へ作業の方法等の説明をしているか。	の4
届出	発注者	1・2	☐	県へ特定粉じん排出等作業の実施の届出（14日前まで）をしているか。	の5
掲示	元請業者・自主施工者	全て	☐	工事の現場に事前調査の結果等の記録の据え置きをしているか。	の6
		全て	☐	工事の現場に事前調査の結果等の掲示をしているか。	
作業基準	元請業者・自主施工者	1・2・3	☐	作業計画を作成しているか。	の7
		1・2・3	☐	（工事の現場に必要な事項の掲示をしているか。）	
	元請業者・下請負人・自主施工者	1・2・3	☐	作業の実施状況の記録・保存をしているか。	
	元請業者	1・2・3	☐	下請負人の作業記録により、作業計画どおり作業をしているか確認をしているか。	
	元請業者・自主施工者	1・2・3	☐	作業完了後、作業が適切に完了したことの確認をしているか。また、完了の確認は、知識を有する者が実施しているか。	
	元請業者・下請負人・自主施工者	1・2・3	☐	解体・改造・補修の種類、石綿含有建材の種類ごとの作業方法の基準を遵守しているか。（レベル1・2については、除去等の方法を含む。）	
作業完了	元請業者	1・2・3	☐	発注者へ作業の結果の書面説明をしているか。	の8
	元請業者	1・2・3	☐	発注者への作業の結果の書面説明の写しの保存（3年間）をしているか。	
	元請業者・自主施工者	1・2・3	☐	作業結果の記録・保存（3年間）をしているか。	

5 事前調査結果報告書（様式第3の4）【令和4年4月1日～】

事前調査結果報告書

年 月 日

佐賀県知事 ○ ○ ○ ○ 様

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあってはその代表者の
氏名
電話番号

事前調査の結果について、大気汚染防止法第18条の15第6項の規定により、次のとおり報告します。

解体等工事の発注者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあっ ては、その代表者の氏名			
解体等工事の場所			
解体等工事の名称			
解体等工事の概要			
解体等工事の実施の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	整 理 番 号	
		受理年月日	年 月 日
建築物等の設置の 工事に着手した年月日	年 月 日	審 査 結 果	
建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） （木造・RC造・S造・その他） 延べ面積 m ² （ 階建）		
	その他工作物		
解体の作業の対象となる 床 面 積 の 合 計	備 考		
解体、改造又は補修の 作業の請負代金の合計			
事前調査を終了した年月日			
書面による調査及び目視に よる調査を行った者	氏 名		
	講習実施機関の 名称	（一般・特定・一戸建て等・その他）	
分析による調査を行った箇所			
分析による調査を行った者の 氏名及び所属する 機関又は法人の名称			

建築材料の種類	事前調査の結果			特定建築材料に該当しない場合の判断の根拠				
	石綿有	みなし	石綿無	目視 分析 建築材料の製造年月日	設計図書等（を除く。） 建築材料製造者による証明			
吹付け材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
保温材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
煙突断熱材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
屋根用折版断熱材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
耐火被覆材（吹付け材を除き、 けい酸カルシウム板第2種を含む。）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
仕上塗材	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スレート波板	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
スレートボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
屋根用化粧スレート	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
けい酸カルシウム板第1種	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
押出成形セメント板	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
パルプセメント板	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ビニル床タイル	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
窯業系サイディング	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
石膏ボード	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
ロックウール吸音天井版	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐
その他の材料	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐

- 備考 1 解体の作業の対象となる床面積の合計の欄は建築物の解体作業を行う建設工事の場合、解体、改造又は補修の作業の請負代金の合計の欄は建築物の改造若しくは補修作業を伴う建設工事又は工作物の解体、改造若しくは補修作業を伴う建設工事の場合に記載すること。
- 2 講習実施機関の名称の欄には、書面による調査及び目視による調査を行わせた者が、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）第2条第2項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一般、同条第3項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は特定、同条第4項に規定する一戸建て等建築物石綿含有建材調査者に該当する場合は一戸建て等に印を付すとともに、同規程に基づく講習の実施機関の名称を記載し、一般建築物石綿含有建材調査者及び特定建築物石綿含有建材調査者と同等以上の能力を有する者と認められる者に該当する場合は、その他に記しを付すとともに、これを明らかにする事項を記載すること。
- 3 事前調査の結果及び特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、解体等工事の対象となる建築物等に使用されている全ての建築材料について該当箇所に印を付すこと。
- 4 事前調査の結果の欄は、大気汚染防止法施行規則第16条の5第3号〔令和5年10月1日施行までは「第16条の5第2号」〕の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、大気汚染防止法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合についてはみなしの箇所に印を付すこと。
- 5 特定建築材料に該当しない場合の事前調査の方法の欄は、該当する事前調査の方法が複数ある場合は、その全ての箇所に印を付すこと。
- 6 印の欄には、記載しないこと。
- 7 報告書の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

6 特定粉じん排出等作業実施届出書（様式第3の5）（記入例）

〔令和4年4月1日施行までは「様式第3の4」〕

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

佐賀県知事 ○○ ○○ 様

届出者 氏名又は名称及び住所 佐賀県佐賀市○○町○番地○○号
並びに法人にあっては 株式会社▽▽商事
その代表者の氏名 代表取締役 佐賀 一郎
電話番号 0952-23-****

吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

届出対象特定工事の場所	佐賀市○○町○番地△△号 (届出対象特定工事の名称) 株式会社○○商事△△営業所ビル 解体工事		
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	佐賀市△△町△番地△△号 ○○建設株式会社 代表取締役 △△ △△ 自主施工者の場合は「届出者に同じ」でもよい		
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は5の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（5の項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 2 (件) 足場の設置～資材搬出の期間		
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和○年○月○日 至 令和○年△△月△△日	整理番号 受理年月日	作業区画（工区）数を記載 いずれの項でも記載必須
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	審査結果	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。		
特定建築材料の使用面積	100 m ²	石綿使用面積の計算書を添付 (計算の根拠が分るもの)	
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積 4,000 m ² （5階建） 其他工作物	備考 建築確認に基づき記入
	届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○建設株式会社 現場責任者 環境 太郎 電話番号 現場事務所 0952-24-**** 本社 0952-25-****	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	佐賀県◇◇市◇◇町 123-4 ○○設備工業株式会社 現場責任者 ○山 ○男 電話番号 0952-26-**** 会社名も記入	

- 備考 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもって、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業における措置		除去・ <u>囲い込み</u> ・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものではないときは、その理由		
集じん・排気装置	機種・型式・設置数	負圧除じん装置（超微細粉じん対策型集じん機） 1台 〇〇社製 AFHU-〇〇-NF
	排気能力（ m^3/min ）	56.6 m^3/min （1時間当たり換気回数 4回）
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率（%）	△〇社製 HEPAフィルタ 捕集効率 99.97%以上 粒子径 0.30 ミクロン
使用する資材及びその種類		粉じん散抑制剤：〇〇湿潤剤（□□社製） 粉じん飛散防止処理剤：△△（□□社製） 隔離シート：養生ポリビニールフィルム（壁用・厚さ:0.10mm、床用・厚さ:0.15mm）、ガムテープ、廃石綿専用廃棄袋、保護具・電動ファン付き呼吸用マスク等 （他 別紙のとおり）
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量（ m^3 ）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。